

不利益処分に係る処分基準（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市道の駅条例（令和４年条例第47号）第11条	禁止行為	産業振興課

- 1 処分基準は、盛岡市道の駅条例第11条による。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。